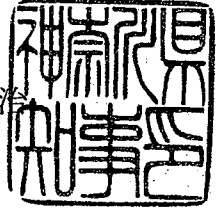




政総第 1596 号  
令和 4 年 12 月 14 日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について (回答)

令和 4 年 12 月 7 日付け神議第 1831 号をもって送付のありました相原高広議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先  
政策局総務室  
企画調整第二グループ 土井  
内線 3026

## 答 弁 書

### 1 新型コロナウイルス感染対策事業における「飲食店向け新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付状況に関して

- (1) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の第1弾、第2弾までの交付状況等については、別表1のとおりです。また「飲食店向け新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の第3弾から第18弾までの交付状況等については、別表2のとおりです。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の第1弾、第2弾までの返還請求等の状況については、別表3のとおりです。また「飲食店向け新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の第3弾から第18弾までの返還請求等の状況については、別表4のとおりです。
- (3) 協力金の交付状況についてですが、まず、第1弾から第8弾までは、既にすべての交付処理が完了しています。

また、第9弾から第18弾については、現在、鋭意、交付処理中であり、このうち、第9弾から第15弾までについては今年中に、第16弾から第18弾までについては今年度中にすべての交付処理を完了させる見込みです。
- (4) 交付要件を満たしていないにも関わらず、協力金を受給した相手方に対しては、粘り強く返還を求めていくとともに、分割納付も含めた柔軟な対応をしています。

こうした対応にも関わらず、返還や交渉にに応じていただけない場合は、法的な対応を進めています。具体的には、これまで、48者、129件について、債権回収業務を弁護士事務所に委任しており、支払督促や訴訟、強制執行等の法的手段によって、着実に債権回収を図っていくこととしています。

これに加え、営業許可証の偽造など、不正受給が疑われながら、返還に応じない者に対しては、県自ら支払督促の申立てを行っており、既に、6者49件について、裁判所から相手方へ支払督促の命令が出されています。

このうち、5者39件については、相手方から裁判所に対して、督促異議の申立てがなされたため、訴訟に移行しています。

こうした不正受給案件に対しても、今後着実に法的手段を講じながら債権回収をしていきます。
- (5) 県が返還請求をしている相手方の中には、悪質な不正受給が疑われ、かつ相手方が所在不明となり債権回収が著しく困難になっている案件もあり、こうした場合は、速やかに県警察に相談し、刑事告訴しています。具体的には、今年7月に、2者、4件、462万円について、詐欺の疑いで県警察に告訴しています。告訴案件の詳しい内容については、捜査に支障が出る恐れがあることから答弁を差し控えさせていただきます。

## 2 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく、飲食店に対する要請、命令、過料の件数等に関して

- (1) 令和3年に改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、飲食店への「要請（個別要請、命令の事前通知）・命令・過料の件数」、「区分・期間」別および合計については、別表5のとおりです。
- (2) これまで送致した過料事件のうち、大半を占める横浜地方裁判所の101件分を把握しています。

令和3年4月20日から8月1日まで発出された「まん延防止等重点措置」期間において送致した41件中41件が15万円の過料に決定しています。

令和3年8月2日から9月30日まで発出された「緊急事態宣言」期間において送致した48件中47件が25万円の過料に決定しています。残りの1件は処罰なしとなっています。

令和4年1月21日から3月21日まで発出された「まん延防止等重点措置」期間において送致した12件中12件が15万円の過料に決定しています。
- (3) 納付状況を確認できる法的根拠もなく、裁判所から入手できない状況にあることから、把握できません。

## 3 国の会計検査院の指摘に基づく国への返還金に関して

- (1) 事業年度が平成25年度から現在までのもので、会計検査院から指摘され、本県から国へ返還した国庫補助金等の状況については、別表6のとおりです。
- (2) 各事案における発生理由及び講じた再発防止策については、別表6のとおりです。
- (3) 事案に対する本県の対応ですが、会計検査院から各都道府県に送付される「決算検査報告」を会計局から各局等に提供し、検査結果や発生原因を共有しています。

また、毎年度当初、総務局及び会計局から各局等に対し、予算及び会計事務等の執行について通知しています。

その中で、過去の会計検査院からの指摘を踏まえ、国庫補助負担事業の執行にあたっては、

  - ・関係法令や補助金交付要綱等の遵守
  - ・補助事業予算の適正執行
  - ・国との緊密な協議と記録の作成
  - ・国に対し補助基準や事務の明確化を求めること

など、事務手続における瑕疵が生じないようにすること、また、複数職員による確認など、チェック体制を強化するよう注意喚起し、適正な執行に努めています。

別表1

令和4年11月30日時点

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金1弾・2弾の交付状況

区分	要請期間	受付期間	申請件数	処理済件数	交付件数	不交付件数 (交付取消等含む)	処理中件数	交付金額(千円)
第1弾	R2.4.11~ R2.5.6	R2.4.24~ R2.6.1	40,529	40,529	33,666	6,863	0	4,736,500
第2弾	R2.5.7~ R2.5.26	R2.6.8~ R2.7.14	42,843	42,843	40,650	2,193	0	4,065,000
合計			83,372	83,372	74,316	9,056	0	8,801,500

※ 第1弾の全体交付件数のうち飲食店は16,565件、全体交付金額のうち飲食店は1,656,500千円。

※ 第2弾については、飲食店のみの交付件数、交付金額等は把握していない。

※ 交付件数、交付金額には返還は含まれない。

別表2

令和4年11月30日時点

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(飲食店)3弾~18弾の交付状況

区分	要請期間	受付期間	申請件数	処理済件数	交付状況		処理中件数	交付金額(千円)
					交付件数	不交付件数 (交付取消等含む)		
第3弾	R2.12.7~ R2.12.17	R2.12.18~ R3.1.22	10,765	10,765	10,599	166	0	2,720,640
第4弾	R2.12.18~ R3.1.11	R3.1.12~ R3.2.16	13,490	13,490	13,328	162	0	15,216,000
第5弾	R3.1.12~ R3.2.7	R3.2.8~ R3.3.5	27,429	27,429	26,989	440	0	57,511,860
第6弾	R3.2.8~ R3.3.7	R3.3.8~ R3.4.9	29,017	29,017	28,040	977	0	60,899,220
第7弾	R3.3.8~ R3.3.31	R3.4.1~ R3.5.7	28,652	28,652	27,898	754	0	43,281,000
第8弾	R3.4.1~ R3.4.19	R3.4.22~ R3.5.28	25,933	25,933	25,226	707	0	24,512,520
第9弾	R3.4.20~ R3.5.11	R3.6.30~ R3.8.27	29,594	29,583	28,721	862	11	69,568,195
第10弾	R3.5.12~ R3.5.31	R3.6.30~ R3.8.27						
第11弾	R3.6.1~ R3.6.20	R3.7.21~ R3.9.17	28,137	28,127	27,466	661	10	30,255,910
第12弾	R3.6.21~ R3.7.11	R3.8.11~ R3.10.15	27,632	27,624	26,966	658	8	29,049,709
第13弾先行	R3.7.12~ R3.8.31	R3.7.20~ R3.8.13	13,566	13,566	13,253	313	0	10,609,510
第13弾	R3.7.12~ R3.8.31	R3.9.3~ R3.11.12	30,121	30,105	29,297	808	16	75,612,069
第14弾先行	R3.9.1~ R3.9.30	R3.9.13~ R3.9.17	9,597	9,597	9,411	186	0	6,553,800
第14弾	R3.9.1~ R3.9.30	R3.10.1~ R3.12.10	29,037	29,010	28,538	472	27	48,246,018
第15弾先行	R3.10.1~ R3.10.24	R3.10.4~ R4.10.11	7,487	7,487	7,292	195	0	2,524,300
第15弾	R3.10.1~ R3.10.24	R3.10.25~ R4.1.14	27,104	27,085	26,462	623	19	23,595,730
第16弾	R4.1.21~ R4.2.13	R4.2.14~ R4.4.15	28,585	28,524	27,782	742	61	31,996,650
第17弾	R4.2.14~ R4.3.6	R4.3.7~ R4.5.13	28,340	28,271	27,695	576	69	28,538,143
第18弾	R4.3.7~ R4.3.21	R4.3.24~ R4.5.27	27,922	27,852	27,432	420	70	20,211,630
合計			422,408	422,117	412,395	9,722	291	580,902,904

## 別表3

令和4年11月30日時点

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金1弾・2弾の返還請求等の状況

区分	返還請求件数	返還済件数	返還請求額(千円)	返還済額(千円)	未返還件数	未返還額(千円)
第1弾	71	69	9,100	8,825	2	275
第2弾	10	10	1,000	1,000	0	0
合計	81	79	10,100	9,825	2	275

## 別表4

令和4年11月30日時点

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(飲食店)3弾～18弾の返還請求等の状況

区分	返還請求件数	返還済件数	返還請求額(千円)	返還済額(千円)	未返還件数	未返還額(千円)
第3弾	17	15	3,560	3,120	2	440
第4弾	24	20	16,840	14,030	4	2,810
第5弾	70	50	106,800	73,512	20	33,288
第6弾	90	60	155,220	104,650	30	50,570
第7弾	90	53	103,820	60,090	37	43,730
第8弾	68	37	54,560	28,720	31	25,840
第9弾	96	59	148,294	79,574	37	68,720
第10弾						
第11弾	92	56	66,023	37,443	36	28,580
第12弾	77	46	56,750	32,178	31	24,572
第13弾先行	44	33	32,590	25,820	11	6,770
第13弾	138	99	196,731	107,678	39	89,053
第14弾先行	36	27	27,000	20,400	9	6,600
第14弾	84	48	97,670	54,170	36	43,500
第15弾先行	141	125	42,500	37,675	16	4,825
第15弾	81	49	49,671	30,223	32	19,448
第16弾	81	55	55,735	34,165	26	21,570
第17弾	60	34	39,624	20,682	26	18,942
第18弾	31	18	17,585	10,535	13	7,050
合計	1,320	884	1,270,973	774,665	436	496,308

※件数及び額は、一部返還も含まれます。

## 別表5

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく要請・命令・過料の件数について

区分	期間	要請（※）		命令	過料
		個別要請	命令の 事前通知		
まん延防止等重点措置（1回目）	令和3年 4月20日 ～8月1日	188	161	81	71
緊急事態宣言	令和3年 8月2日 ～9月30日	354	302	131	99
まん延防止等重点措置（2回目）	令和4年 1月21日 ～3月21日	227	47	23	13
合計		769	510	235	183
		1,279			

※ 個別要請：要請に応じていないことを確認した店舗の従業員等に対し、文書の手交や送付により、時短等の要請を行ったもの。

※ 命令の事前通知：前記要請文を手交（送付）したにも関わらず、要請に応じていないことを確認した店舗の従業員等に対し、文書により、再度、時短等の要請を行うとともに、要請に応じなかった場合には命令を行う旨を事前通知したもの。

別表6 会計検査院の指摘に基づき国に返還した補助金等の状況（会計検査院検査報告の順に整理）

令和4年12月7日時点

項番	事業年度	会計検査報告年度	国庫補助金等名	事業内容	返還額（円）	実際の返還時期	発生理由	講じた再発防止策
1	平成25年度	平成26年度	【厚生労働省】 子育て支援対策 臨時特例交付金 (安心こども基金)	保育所設置に伴う賃借料・ 改修費等に係る一部助成 [川崎市分]	0	※安心こども基金は国の交し金事業を原資とし、県が市町村に補助する。返還することから、川崎市から川崎市に交付された基金が積み立てられている(国に返還する必要はなく、積み戻した分の事業に活用される)。	補助金の算定について、国の基金の算定基準と市の補助要綱の算定基準に照らし、少額となる方で算定すべきところ、制度の理解が不十分であったため、基金の算定基準のみに基づき算定したため。	・算定基準の運用内容の相互確認(市・県間) ・算定基準の周知徹底と相互チェック体制の強化(事業実施所チエ属・経理担当所属間)
2	平成25年度	平成27年度	【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー推進基金)	防災拠点等への太陽光発電等の導入に係る補助	0	※水平助の強度を算上で行ったことが、工事の安全確保されたこと、確認されたため、返還不要	太陽光発電設備(伊勢原小学校)について、水平助の強度計算が不足していたことから、所要の安全度が確認されていなかったため。	・市町村等に対する事案の周知・注意喚起 ・設計委託業務や工事発注時の審査、確認の徹底等 ・複数職員による内容や数値の確認等、チェック体制の強化等

項番	事業年度	会計検査報告年度	国庫補助金等名	事業内容	返還額(円)	実際の返還時期	発生理由	講じた再発防止策
3	平成25年度		【総務省】 地域の元氣臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)	①浮桟橋設置工事(葉山港)	11,343,344	H31.3.29	交付金について、本来「工事が完了した部分」に充当すべきところ、制度の理解が十分でなかったことから、工事を完了部分についても過大交付を受けたため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の要綱の理解徹底</li> <li>複数職員による内容や数値の確認等、チェック体制の強化等</li> </ul>
				②管理事務所周辺の緑地整備工事(相南港)				
				③既設歩道橋耐震補強工事(大磯港)				
4	平成27年度	平成29年度	【文部科学省】 義務教育費国庫負担金	校舎の耐震化工事(県立座間高等学校)	27,288,000	H31.3.29		
				特別支援学校の新築工事(県立中央農業高等学校の果樹園等の土地活用)				
				小学校、中学校、特別支援学校教職員の給与費				
5	平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度		【厚生労働省】 疾病予防対策事業費等補助金	HIV検査等の実施(保健福祉事務所等)	3,456,000 3,058,000 2,553,000 2,746,000	R1.5.31 R1.5.31 R1.5.31 R1.5.31	産休代替教職員に係る定数算定について、市町村における実態を十分把握すべきところ、確認が十分でなかったことから、算定を戻したため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>産休代替教職員等に係る確認資料を新たに市町村教育委員会から徴すなど、事務処理の適正化</li> <li>複数職員による内容や数値の確認等、チェック体制の強化等</li> </ul>
6	平成25年度	平成30年度	【総務省】 地域の元氣臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)	校舎の建替工事の実施(県立横浜立野高等学校)	55,164,000	R2.3.31	交付金の実績報告について、指定された予算年度分のみを報告すべきところ、制度の理解が十分でなかったことから、算定基礎とならない前年度予算からの継続事業の実績も含めて報告したため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の要綱の理解徹底</li> <li>複数職員による内容や数値の確認等、チェック体制の強化等</li> </ul>



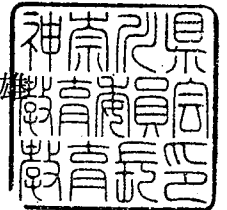
項番	事業年度	会計検査報告年度	国庫補助金等名	事業内容	返還額 (円)	実際の返還時期	発生理由	講じた再発防止策
7	平成29年度	令和元年度	【国土交通省】 防災・安全交付金(公営住宅等ストック総合改善)	大島団地8、9、11～15号棟屋上防水(断熱)工事	4,041,067	R3.3.9	工事の予定価格の算定について、防水シート等の設計数量の算定が十分でなかったことから、算定を誤り、契約額が過大となったため。	「数量チェックシート」の作成 ・複数職員による内容や数値の確認等、チェック体制の強化等 ・指定管理者(業務実施者)への複数チェック(結果の書面提出)の徹底等の指導強化
	平成27年度 平成28年度	令和2年度	【農林水産省】 農山漁村地域整備交付金	農業用水路改修工事	0	※ガードレールを補強する基礎部分の工事を行うこととて了解を得たため返還不要	農業用水路に並行するガードレールについて、設計に対する理解が十分でなかったことから、所要の安全度が確保されず、工事の目的が達成されなかったため。	・関係所属間における事業の周知 ・注意喚起 ・設計委託業務や工事発注時の審査、確認の徹底等 ・複数職員による内容や数値の確認等、チェック体制の強化等
9	令和2年度		【厚生労働省】 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)	新型コロナウイルス感染症に伴い生じる空床及び病床への補償	4,196,262,000	未定 ※返還額は会計検査院から指摘を受けた額だが、厚生労働省からの額返受の通知は未収入のため、確定額ではない。	・制度の理解が十分でなかったこと(医療機関) ・医療機関から提出された事業実績報告書等の審査が十分でなかったこと(県) ・病室確保料の単価の適用を誤り、病床数を過大に計上してしまつたため。	・制度・ルールの周知徹底 ・病床実態の十分な把握及び病床確保用の書類提出と審査の精緻化 ・複数職員による内容や数値の確認等、チェック体制の強化等
	平成30年度 令和元年度	令和3年度	【厚生労働省】 特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	非自発的失業者の国民健康保険料(税)の軽減に要する費用等に係る交付金の交付 [平塚市分]	3,155,000 2,354,000	未定 ※返還額は会計検査院から指摘を受けた額だが、厚生労働省からの額返受の通知は未収入のため、確定額ではない。	交付金の算定について、関係資料のデータを確認すべきこととなる、確認が十分でなかったことから、一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計等したため。	・データ抽出条件の内容確認の徹底 ・複数職員による内容や数値の確認等、チェック体制の強化等
11	平成30年度 令和元年度		【厚生労働省】 特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	被扶養者であった者の国民健康保険料(税)の減免措置に係る交付金の交付 [小田原市分]	1,188,000 3,831,000		交付金の算定について、基礎資料の内容を十分に確認すべきこととなる、確認が十分でなかったことから、被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定したため。	・基礎資料の確認徹底 ・複数職員による内容や数値の確認等、チェック体制の強化等
	返還済額計(3,4,5,6,7)					361,973,557		
返還対象であるが返還額未確定分計(9,10,11)					4,206,790,000			
合計(未確定分含む)					4,568,763,557			



総第 2655 号  
令和 4 年 12 月 16 日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄



質問趣意書について（回答）

令和 4 年 12 月 7 日付け神議第 1831 号をもって送付のありました相原高広議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先  
教育局総務室  
企画調整グループ 小川、黒崎  
内線 8024

## 答 弁 書

### 4 教職員の不祥事に関して

- (1) 現在の「懲戒処分等の公表基準」が定められた平成 18 年度以降から今日までの「懲戒処分の状況」、「懲戒免職の状況」、「懲戒免職者氏名の公表の有無の状況」について、年度別、県立学校・市町村立学校別及び合計については、別表 1 のとおりです。
- (2) 現在の「懲戒処分等の公表基準」にある「被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合」の職員氏名の非公表に該当する案件の内容については、別表 2 のとおりです。
- (3) 公立学校を懲戒免職された教員の教員免許は、教育職員免許法の規定に基づき、懲戒免職と同時に失効となり、その後 3 年間、再授与されることはありません。  
教員免許が失効した教員は、氏名、本籍地、免許状の種類、失効の事由等が官報に掲載されるとともに、国が運営する官報情報検索ツールにより、全国の都道府県、政令指定都市、私立学校等で検索が可能になります。  
また、本年 4 月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」により、教員の任命又は雇用に当たっては、今後国が整備するデータベースの活用が義務付けられます。  
さらに、本年 4 月以降に児童・生徒に性暴力等を行い、その後懲戒免職等となった教員への教員免許の再授与に当たっては、学識経験者で構成する再授与審査会の意見を聴き、再授与することが適当であると認められる場合に限り授与できるものとされるなど、要件が厳格化されています。  
県教育委員会では、今後もこうした制度を適切に活用し、教員による児童・生徒への性暴力の防止にしっかりと取り組んでまいります。
- (4) 県教育委員会では、被害にあった児童・生徒の心のケアのため、指導主事や臨床心理士等で構成された緊急支援チームを当該校に派遣し、緊急カウンセリングを実施するなどの支援を行っています。  
また、学校では、当該の保護者と連携を密に図り、学習面での配慮を行うとともに、継続的にスクールカウンセラーとの面談を実施するなどの支援を行っています。  
支援に当たっては、被害にあった児童・生徒や保護者の心情に十分に寄り添い、その意向を丁寧に確認、尊重しながら、対応を行っています。

別表1

(1) 「懲戒処分の状況」、「懲戒免職の状況」、「懲戒免職者氏名の公表の有無の状況」、「懲戒免職者氏名の公表の有無の状況」(公表基準が定められたH18.9.15以降を対象) (単位:人)

	県立学校				市町村立学校				計						
	懲戒処分の状況		懲戒免職者氏名の公表の有無の状況		懲戒処分の状況		懲戒免職者氏名の公表の有無の状況		懲戒処分の状況		懲戒免職者氏名の公表の有無の状況				
	懲戒免職の状況	その他	計	有	無	懲戒免職の状況	その他	計	有	無	懲戒免職の状況	その他	計	有	無
H18年度	1	4	5	0	1	3	4	7	1	2	4	8	12	1	3
H19年度	3	5	8	1	2	5	5	10	4	1	8	10	18	5	3
H20年度	3	13	16	1	2	1	0	1	0	1	4	13	17	1	3
H21年度	4	6	10	3	1	6	3	9	5	1	10	9	19	8	2
H22年度	1	2	3	1	0	5	3	8	3	2	6	5	11	4	2
H23年度	6	5	11	5	1	3	12	15	2	1	9	17	26	7	2
H24年度	2	4	6	0	2	3	6	9	1	2	5	10	15	1	4
H25年度	2	12	14	1	1	4	10	14	2	2	6	22	28	3	3
H26年度	4	6	10	2	2	4	7	11	2	2	8	13	21	4	4
H27年度	0	8	8	0	0	3	3	6	1	2	3	11	14	1	2
H28年度	3	19	22	2	1	2	3	5	2	0	5	22	27	4	1
H29年度	2	11	13	1	1	3	8	11	2	1	5	19	24	3	2
H30年度	6	3	9	2	4	3	4	7	3	0	9	7	16	5	4
R元年度	2	7	9	1	1	6	2	8	5	1	8	9	17	6	2
R2年度	3	2	5	1	2	3	1	4	2	1	6	3	9	3	3
R3年度	5	0	5	2	3	2	3	5	1	1	7	3	10	3	4
R4年度	1	1	2	0	1	3	0	3	2	1	4	1	5	2	2
計	48	108	156	23	25	59	74	133	38	21	107	182	289	61	46

※懲戒処分者数には、学校の事務職員、技能員等を含む。

※教育委員会事務局職員は除く。

※服務監督責任による懲戒処分を除く。

## 別表2

## (2) 「被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合」の職員氏名の非公表に該当する案件の内容

年度		市県別※	処分年月日	処分	案件の内容
1	平成18年度	市	H18. 12. 22	懲戒免職	藤沢市内の公立中学校教諭(24歳、男性)は、藤沢市内の女子中学生と、平成17年11月頃から平成18年10月8日(日)までの間、横浜市港南区内のホテル等において、複数回性行為を行い、さらに、別の藤沢市内の女子中学生と、平成18年5月以降、横浜市港南区内のホテルにおいて、複数回性行為を行った。
2		県	H19. 02. 02	懲戒免職	鎌倉市内の公立中学校教諭(45歳、男性)は、平成18年4月頃、鎌倉市内の女子中学生に対し、胸を触る等のわいせつな行為を行った。
3	平成19年度	市	H18. 12. 22	懲戒免職	横浜市内の県立高等学校教諭(39歳、男性)は、平成18年5月6日(土)午前7時45分頃、校内で、自校の女子生徒に対し1回キスをし、平成18年5月22日(月)、当該生徒を校外に呼び出し、午後9時43分頃、1回キスをし、さらに左胸を触った。
4		県	H19. 11. 12	懲戒免職	厚木市内の公立中学校教諭(47歳、男性)は、平成19年7月下旬から8月上旬にかけて、女子中学生に対して、わいせつな行為及び不適切な行為を行った。
5	平成20年度	市	H19. 10. 17	懲戒免職	平塚市内の県立高等学校教諭(47歳、男性)は、女子生徒に対し、わいせつな行為及び性行為を行った。
6		県	H19. 11. 12	懲戒免職	小田原市内の県立高等学校教諭(43歳、男性)は、平成19年9月1日(土)、部活動において生徒を引率した際、更衣室の他の女子生徒の身体を、デジタルビデオカメラで隠し撮りした。
7	平成21年度	市	H20. 04. 24	懲戒免職	県央部の公立中学校教諭(49歳、男性)は、校内において、自校の女子生徒に対し、平成20年3月3日(月)、抱きしめるといふわいせつな行為を行い、また、3月5日(水)、胸を触り、頬にキスをし、下半身を触るといふわいせつな行為を行った。
8		県	H20. 04. 24	懲戒免職	小田原市内の県立高等学校総括教諭(58歳、男性)は、校内において、勤務校の女性教職員に対し、平成19年11月上旬頃、衣服の上から胸を触り、11月中旬頃、抱きつき、衣服の上から胸と下半身を触り、さらに12月15日(土)頃、「キスをさせて欲しい。」と発言し、抱きつき、キスをしようとし、服の中に入れて胸を直接触った。
9	平成22年度	市	H20. 12. 19	懲戒免職	県央部の県立高等学校教諭(57歳、男性)は、平成20年6月から同年9月までの間、自校の女子生徒に対し、学校内や自家用車内等において、キスや胸、首等を触るといったわいせつな行為を繰り返した。
10		県	H21. 08. 03	懲戒免職	足柄上地区の公立中学校教諭(29歳、男性)は、平成21年6月26日(金)及び27日(土)、女子生徒に対し、胸を触るなどのわいせつな行為を行った。
11	平成23年度	市	H22. 03. 26	懲戒免職	横浜市内の県立特別支援学校教諭(臨時任用職員、33歳、男性)は、自校の女子生徒に対し、平成21年11月から平成22年2月までの間、「好きだし、一緒にいたいし」等の不適切な内容を含む手紙等を送付した。また、平成21年11月から同年12月までの間に3回、校内で当該生徒にキスをした。
		県			

(2) 「被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合」の職員氏名の非公表に該当する案件の内容

※市県別の欄では、市町村立学校を「市」、県立学校を「県」として表記しています。

		案件の内容	
年度	市県別※	処分年月日	処分
12	市	H22.12.22	懲戒免職
13		H22.11.05	懲戒免職
14	市	H23.09.22	懲戒免職
15	県	H24.03.28	懲戒免職
16	市	H24.12.13	懲戒免職
17	市	H25.03.22	懲戒免職
18	県	H24.07.12	懲戒免職
19	県	H24.12.13	懲戒免職
20	市	H25.11.28	懲戒免職
21	市	H25.11.28	懲戒免職
22	県	H25.11.28	懲戒免職

(2) 「被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合」の職員氏名の非公表に該当する案件の内容

※市県別の欄では、市町村立学校を「市」、県立学校を「県」として表記しています。

年度	市県別※	処分年月日	処分	案件の内容
23	市	H27.01.15	懲戒免職	県内の公立中学校教諭(39歳、男性)は、自校の女子生徒1名に対し、校長の指導に反して、携帯電話番号を取得し、平成26年4月から私的な連絡を行い、平成26年8月から平成26年9月までの間、複数回、自家用車内等において、抱きしめ、そのうち1回は、キスをし、太ももを触るという行為を行った。
24	市	H27.03.26	懲戒免職	茅ヶ崎市内の公立中学校教諭(31歳、男性)は、平成24年12月頃から平成26年2月頃までの間、自校の女子生徒3名及び自校の女子卒業生1名に対し、各1回ずつ車に乗せ、夕方から夜にかけて、市外などに連れて行き、暗い場所に駐車し、抱きしめる等の不適切な身体への接触行為を行うなどした。
25	県	H26.11.07	懲戒免職	横浜市内の県立高等学校教諭(41歳、男性)は、自校の女子生徒1名に対して、修学旅行中、キスをし、Tシャツを脱がせ、抱きつくというわいわいした行為を行った。
26	県	H27.01.15	懲戒免職	県央地区の県立高等学校教諭(27歳、男性)は、自校の女子生徒1名に対し、校長の指導に反して、SNSのIDを取得し、平成26年5月から私的な連絡を行い、平成26年7月から平成26年8月までの間、複数回、抱きしめ、口にキスをした。
27	市	H28.01.14	懲戒免職	県央地区の公立中学校教諭(臨時任用職員、27歳、男性)は、女子高校生1名に対し、平成27年4月から平成27年11月までの間、自宅において、性行為を行う等した。
28	市	H28.03.30	懲戒免職	三浦半島地区の公立中学校教諭(臨時任用職員、25歳、男性)は、自校の女子生徒1名に対し、平成27年11月から平成28年1月までの間、公園において、複数回、抱擁し、口にキスをし、服の上から胸を触った。
29	県	H28.05.26	懲戒免職	横須賀市内の県立高等学校教諭(28歳、男性)は、平成27年2月22日(日)及び平成27年2月下旬のある日、自校の女子生徒1名に対し、自宅において、性行為を行った。
30	市	H29.11.24	懲戒免職	県西地区の公立中学校教諭(35歳、男性)は、自校の女子生徒1名に対し、当該生徒が在校中及び卒業後、校内等において、性行為等を行った。
31	県	H29.10.19	懲戒免職	県立高等学校総括教諭(59歳、男性)は、平成29年8月31日(木)及び同年9月6日(水)、自校の女子生徒2名に対し、キスするなどの行為を行った。

(2) 「被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合」の職員氏名の非公表に該当する案件の内容

※市県別の欄では、市町村立学校を「市」、県立学校を「県」として表記しています。

	年度	市県別※	処分年月日	処分	案件の内容
32	平成30年度	1	H30. 7. 13	懲戒免職	横須賀三浦地区の県立高等学校教諭(36歳、男性)は、平成29年12月から平成30年1月までの間、自校の女子生徒1名に対し、性行為を行った。
33		2	H30. 7. 13	懲戒免職	相模原市内の県立高等学校教諭(24歳、男性)は、平成30年4月下旬、自校の女子生徒1名に対し、わいせつな行為を行った。
34		3	H30. 7. 13	懲戒免職	厚木市内の県立高等学校教諭(24歳、男性)は、平成29年11月から平成30年6月までの間、自校の女子生徒1名に対し、繰り返し、キスを行った。
35		4	H31. 3. 26	懲戒免職	横浜市内の県立高等学校実習助手(臨時的任用職員、25歳、男性)は、前任校の女子生徒1名に対し、性行為等を行った。
36	R1年度	1	R2. 3. 26	懲戒免職	横須賀市内の公立中学校教諭(33歳、男性)は、令和元年10月下旬頃から同年11月9日(土)までの間、週2回程度、停車中の自動車内において、男子に対し、18歳未満であることを知りながら、当該男子の耳たぶをくわえるなどのわいせつな行為を行った。
37		1	R1. 10. 28	懲戒免職	県央地区の県立高等学校教諭(27歳、男性)は、令和元年6月上旬頃、自校の女子生徒1名に対し、わいせつな行為を行った。
38	R2年度	1	R3. 3. 31	懲戒免職	秦野市内の公立中学校教諭(再任用、61歳、男性)は、女子生徒の水着を窃取するなどした。
39		1	R3. 1. 28	懲戒免職	県立高等学校教諭(臨時的任用職員、43歳、男性)は、勤務校内において、自校の女子生徒に対し、スマートフォンで、スカート内を盗撮した。
40		2	R3. 3. 31	懲戒免職	横浜市内の県立高等学校教諭(臨時的任用職員、28歳、男性)は、前任校の女子生徒1名に対し、性交した。



(2) 「被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合」の職員氏名の非公表に該当する案件の内容

※市県別の欄では、市町村立学校を「市」、県立学校を「県」として表記しています。

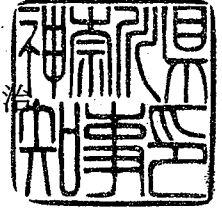
年度		市県別※	処分年月日	処分	案件の内容
41	R3年度	市	R3. 8. 5	懲戒免職	県内の公立中学校教諭(37歳、男性)は、令和3年4月上旬頃から同年5月上旬頃までの間、自校の女子生徒1名に対し、わいせつな行爲を行った。
42		県	R3. 9. 29	懲戒免職	相模原市内の県立高等学校臨時実習助手(臨時任用職員、25歳、男性)は、自校の女子生徒に対し、繰り返し、キスを行うなどした。
43		県	R3. 12. 23	懲戒免職	横浜市内の県立高等学校教諭(28歳、男性)は、令和3年10月23日(土)、女性職員に対し、勤務校女子更衣室内等において、スマートフォンにより、盗撮するなどした。
44		県	R4. 3. 28	懲戒免職	県西地区の県立高等学校臨時実習助手(臨時任用職員、28歳、男性)は、自校の女子生徒に対し、繰り返し、キスを行うなどした。
45	R4年度	市	R4. 8. 25	懲戒免職	平塚市内の公立中学校教諭(臨時任用職員、27歳、男性)は、令和4年5月から同年7月までの間、自家用車内等において、女子1名に対して、18歳未満であることを知りながら、わいせつな行爲を行った。
46		県	R4. 6. 9	懲戒免職	相模原市内の県立高等学校教諭(41歳、男性)は、令和3年10月頃、顧問を務める部活動の県外大会引率の際、自家用車に生徒3名を同乗させ、その際、助手席に同乗していた男子生徒1名に対し、ハンドルの持たせ、運転させ、また、平成28年度から令和3年度までの間、当該部活動の県内外での練習、記録会及び大会において、繰り返し、繰り返し、公共交通機関の利用による旅行申請を行ったにもかかわらず、自家用車による旅行を行い、旅費等を不正に受給した。



政総第 1596 号  
令和 4 年 12 月 14 日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について (回答)

令和 4 年 12 月 7 日付け神議第 1831 号をもって送付のありました北井宏昭議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先  
政策局総務室  
企画調整第二グループ 土井  
内線 3026

## 答 弁 書

### ウィズコロナについて

#### 1 これまでの対策・対応の検証・評価について

本県は、新型コロナウイルスが全国にまん延する事態となつてからこの間、医療崩壊を防ぐ新たな医療提供体制「神奈川モデル」の整備をはじめ、先進的な対策に主体的かつ積極的に取り組み、国、関係自治体などとも連携しながら、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルス感染症への対応に全力で取り組んできました。

新型コロナウイルスは、年齢や性別を問わず、あらゆる人々の生活に多大な影響を与えており、高齢者、子ども・若者の生活に与える影響は、大変大きいものと認識しています。

高齢者については、コロナ禍においても、孤独・孤立に陥ることなく、健康で生き生きと暮らしていくため、仲間と一緒に趣味や運動などを行う「通いの場」などの居場所を継続していくことが大切ですので、コロナ禍でも、オンラインを活用し、居場所の活動が継続できるよう、県は、老人クラブへのICT研修や、リモート認知症カフェの開催支援などを行ってきました。

また、令和4年度6月補正予算で、ICTによる居場所の活動の効果的な促進策など、専門的な助言を行うアドバイザーを派遣する事業を開始したほか、昨今の物価上昇の影響を踏まえ、居場所の活動を継続するための協力金を支給しました。

さらに、高齢者施設や介護サービス事業所の従事者向けに、抗原検査キットの配布を行い、重症化リスクの高い高齢者のいのちを守る事業も実施しています。

これまでのところ、コロナ禍前後で要介護・要支援認定者が急激に増加しているという傾向は見られませんが、引き続き状況を注視しながら、必要な支援を考えていきます。

子ども・若者については、コロナ禍で活動が難しくなっている子ども食堂への協力金の支給をはじめ、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりを行う民間団体に対する補助など、コロナ禍においても、子ども・若者が生き生きと生活できるよう必要な事業を実施しています。

現場の子ども食堂からは、「温かく見守ってくださり、ありがとうございます」「協力金は運営費として使えるので、とてもありがたいです」といった感謝の声もいただいています。

また、令和4年5月には、「子どもと語るコロナ」というテーマで、県民の皆様と意見交換を行う「対話の広場」を開催し、当事者である子ども・若者から、コロナ禍における学生生活の感想や現在の心境など、生の声を直接伺いました。

こうした機会を通じて得た知見を今後の施策に生かし、引き続き子ども・若者の支

援にしっかりと取り組んでいきます。

県は、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を検証し、提言としてとりまとめ、令和4年6月に国へ提出しました。

新型コロナウイルス感染症対策は、法定受託事務として、国の基本的対処方針等に基づき実施しているものですが、これまでの対応を検証・評価し、今日までの取組で培った経験を今後の対応に活かしていくことは、重要だと認識していますので、国の動向なども注視しながら、機会を捉えて、今後も必要な振り返りを行っていきたいと考えています。

## 2 ワクチンについて

県民の皆様が新型コロナワクチン接種を検討するにあたり、ワクチンの効果などのベネフィットと、副反応などのリスクの両面について、正しく情報提供することが重要と考えます。

国では、臨床試験のデータに基づくワクチンの有効性の評価や、接種後に生じた副反応を疑う事例の評価を行っており、県のホームページでもその概要を紹介しています。また、国では、ワクチンを接種した一部の方を対象に、接種部位の腫れ・痛み、発熱、頭痛の頻度などの健康調査を実施し、性別・年齢ごとの状況も公表しており、今後、県のホームページでも紹介していきます。

ワクチンの効果や副反応に関しては、現在も、様々な研究・調査が行われているところであり、新しい知見が集積されていきますので、今後も、県民の皆様へ分かりやすい情報の提供に努めてまいります。

## 3 マスクの脱着について

マスクについては、厚生労働省が、屋外、屋内における着用の考え方を示しています。

屋外は、エアロゾルが拡散するため、エアロゾルによる感染のリスクは低くなっています。しかし、2メートル以内の距離では、飛沫感染のリスクは残るため、会話等を行う場合は、着用を推奨しています。

一方、屋内は、換気が不十分な場合もあり、エアロゾルによる感染のリスクがあるため、距離が確保でき、かつ、会話をほとんど行わない場合を除き、着用を推奨しています。

県では、具体的な着用の事例について、ホームページでイラストを用いて紹介するなど、県民の皆様にご理解いただけるよう、工夫しながら広報に取り組んでいます。

さらに、令和4年7月に、医療機関や高齢・障害者施設等における適切な感染対策について、これまでに蓄積されたエビデンスに基づき、現場において参考としやすい

よう、場面ごとに具体的な対策や考え方を整理した「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編」を策定し、公表しました。

その中で、新型コロナウイルスの感染経路や感染症対策の有効性、医療従事者が患者に対応する上で、距離を2メートル以内と想定した場合に、マスクの種類ごとにウイルスが感染量に達する時間等について、エビデンスを示しています。

今後も、蓄積されたエビデンスも踏まえつつ、マスク着用について、正しい情報をわかりやすく積極的に発信してまいります。

#### 4 次世代育成について

子どものマスク着用については、令和4年5月、厚生労働省が事務連絡「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱い」として改めて整理し、全国の都道府県及び市町村に方針を示しました。

この方針では、就学前児について、2歳未満（乳幼児）は、これまでどおりマスク着用を推奨しない、2歳以上は他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないとしており、県は、市町村と連携して、この方針を保育所や認定こども園、認可外保育施設等に広く周知しました。

今後も、国の動向を注視し、国の方針変更などがあつた際には、市町村と連携して、保育所等の関係施設へ速やかに周知します。

就学前児におけるSNSなどのデジタルコミュニケーションについては、現時点で、国から方針等は示されていません。

今後、国から方針等が示された際には、保育所等への周知に努めていきたいと考えています。

#### 5 重症化・重篤化に至らしめるような変異種や新たな病原体が発生した場合の備えについて

今後、致死率が高い新たな感染症がまん延するような場合には、パンデミックを有事と捉え、総理の強いリーダーシップの下で、都道府県等が実効性の高い行動制限措置などを一元的に展開することが必要です。

そこで、県は本年6月に、これまでの新型コロナウイルス対応に係る検証を行い、実効性の高い行動制限措置を可能とする法制度の強化等を国に提言しました。

また、医療提供体制において、今回の新型コロナとの闘いで得た知見を踏まえ、今後新たな感染症が発生した際に、迅速に対応できるよう、予め医療機関ごとの役割分担を設定することを検討していきます。

しかし、新たな感染症や変異種については、病原体によって、感染力の強さや毒性が異なることから、どのような変異種等にも、一律に対応できる医療提供体制を設定

しておくことは困難と考えています。

## 6 福祉系～高齢者・障害者・乳幼児系施設への支援について

県は、高齢者施設・障害者支援施設で新型コロナウイルスに感染した職員が発生した場合においても、施設の機能を維持できるよう、応援職員の派遣にご協力いただける施設や法人を募り、感染が発生した施設へ派遣調整を行う事業を令和2年度から実施しています。

また、職員の感染等に伴う人手不足に対応するための人員確保経費の補助など、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し経費等の支援も行っています。

保育所や幼稚園等については、施設の感染防止対策を講じるために必要となるマスク・消毒液等の購入費や、追加的に発生した時間外手当の補助など、業務継続に必要な支援を行っています。

今後も感染状況を注視しながら、施設が通常どおり運営できるよう、必要な対応を行ってまいります。

## 7 空間対策について

新型コロナウイルス感染症については、当初は飛沫感染、接触感染が主な感染経路と言われていたことから、県では、アクリル板などによる遮蔽やサーキュレーターなどによる換気、アルコールによる消毒といった感染対策を行う事業者を支援してきました。

その後、エアロゾル感染も感染経路の一つとされ、より換気に重きが置かれたことから、県では、引き続き医療機関等に換気に係る設備整備補助を実施するとともに、換気的重要性を紹介する動画を作成し、ホームページに掲載するなど、県民の皆様に、正しい情報をわかりやすく積極的に発信しています。

こうしたことにより、今後も、引き続き、屋内における空間対策に取り組んでまいります。

## 8 感染危機管理教育について

県では、新型コロナウイルス感染症の初期の対策として、パーティションの高さや対人の距離などの具体的な対策を示した事業者向けの動画を配信してきました。

このように、コロナに関しては、得られた知見に基づきホームページや県のたよりなど、さまざまな媒体を活用し情報を発信してきました。

一方で、新たな病原体による感染症については、その特性によって、対策内容も異なることから、手洗いやうがいといった感染症全般に共通な基本的な感染対策を除き、一律の内容での教育・広報等を行うことは困難であり、病原体の感染力や毒性に応じ

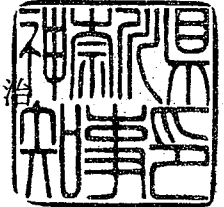
て、適切に対応していくことが重要であると考えます。



政総第 1596 号  
令和 4 年 12 月 14 日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について (回答)

令和 4 年 12 月 7 日付け神議第 1831 号をもって送付のありました佐々木ゆみこ議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

政策局総務室

企画調整第二グループ 土井

内線 3026



## 答 弁 書

- ① 法改正に伴い、法による個人情報の取扱い等に関する全国的な共通ルールが適用されることとされたため、現行の神奈川県個人情報保護条例を廃止します。また、手数料など、法の規定により条例で定めることとされた事項や、法の施行のために必要となる基本的な事項を定めるため、法施行条例を制定します。

現行の神奈川県個人情報保護条例と法では、本人収集の原則や要配慮個人情報の取扱い制限の規定など各条文の構成や具体的な文言については異なる点もありますが、法においても、個人情報の収集や利用などの適正な取扱いに関するルールが定められ、安全性が確保されています。

これまで県が取り組んできた個人情報保護の水準を不当に下回ることはないよう、現行と同様の適切な運用を確保していくことにより、実質的には、これまでどおり、個人情報は安全に保護されると認識しています。

- ② 行政機関等匿名加工情報の活用方法など、提案の内容については、行政機関の長等（知事部局であれば知事）が、法及び法の施行規則により公表された基準に適合するかどうかを審査し、判断します。

法には判断の審査過程について公開する規定はありませんが、基準に適合すると判断し、行政機関等匿名加工情報を作成した場合は、その活用事例等について、広く周知していきたいと考えています。

- ③ 行政機関等匿名加工情報は、都道府県等が保有する個人情報を特定の個人が識別できないように加工し、復元できないようにした情報です。

この行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者は、当該行政機関等匿名加工情報の第三者への提供について一定の制限が課されているほか、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること等に努めなければならないこととされています。

また、事業者は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たり、作成元となった個人情報に含まれる個人を識別するために他の情報と照合すること等が禁止されています。

県において法の基準に適合した適切な加工を行うとともに、事業者においてこれらの義務が課されていること等により、個人情報は適切に保護されるものと認識しています。

- ④ これまでは神奈川県個人情報保護条例の規定に基づき要配慮個人情報の取扱いや目的外利用・提供等に当たり、審議会への諮問が必要となる場合について定めていま

した。

法改正後は、個別の個人情報の取扱いの判断において審議会への諮問を要件とすることについて、国から許容されないとの見解を示されました。ただし、法の規定により、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であると認めるときは、条例で定めるところにより、審議会に諮問できることとされました。

よって、法施行条例において、個人情報の取扱いに当たり個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置や、個人情報保護制度の改善についての施策を講ずる場合など専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であると認めるときは、諮問できることとしました。なお、個人情報の取扱いの判断については、監督機関となる国に適宜確認を行い、適正な取扱いを担保することとします。

- ⑤ 審議会の所掌事務は、県の機関の諮問に応じて答申することであるため、法の運用に当たって、県として法の見直しを求める場合については、県として意見表明を行うこととなります。その際に、専門的な知見に基づく意見が必要と認める場合は、審議会に諮問し、答申を踏まえ、意見表明を行うことも考えられます。

- ⑥ これまでの神奈川県個人情報保護条例から法の適用となることに伴い、個人情報の取扱い等のルールについて、県民の皆様に対しても丁寧に周知を行っていきます。

また、個人情報の取扱い等は、全国的な共通ルールとなりますが、県において適切な運用を図るために必要な場合は審議会を活用することや、国との意見交換等を行い、連携を図ること等により、県としての個人情報保護の取組を推進します。

- ⑦ これまで神奈川県個人情報保護条例に基づき、毎年、この条例の運用の状況について公表してきました。

法改正後は、法の規定に基づき、法の施行の状況について国に報告を行い、国がその取りまとめの概要を公表することとされています。

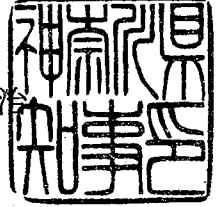
しかし、法の施行の状況について、これまでどおり、県において公表することは、県民への情報提供として今後も意義があることと考え、法施行条例においても、県独自に法の施行の状況について公表することとします。

政総第 1596 号  
令和 4 年 12 月 14 日



神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について (回答)

令和 4 年 12 月 7 日付け神議第 1831 号をもって送付のありました さとう知一議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

政策局総務室

企画調整第二グループ 土井

内線 3026

## 答 弁 書

### 1 本県におけるふるさと納税制度の活用について

本県では、ふるさと納税制度について、寄附文化の醸成を図るため、「社会貢献」の視点から寄附者の皆様が思いを反映できるよう、寄附を募集する事業の拡充に取り組んでまいりました。本年4月にも、「かながわ筋電義手バンク」を新たに追加し、現在、15の事業で寄附金を募集しており、寄附者の皆様へ、多くの選択肢を提供しています。

また、返礼品についても、地域振興の視点で充実に取り組んでおり、今年度は新たに返礼品の開発や、返礼品提供事業者の掘り起こしを行うとともに、返礼品がより魅力的なものになるよう、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載にあたっての技術的支援などにも取り組んでいます。

今後も、寄附を募集する事業の拡充や魅力ある返礼品の充実に取り組み、寄附金を広く募ってまいります。